

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年10月5日（平成29年（行個）諮問第152号）

答申日：平成30年2月26日（平成29年度（行個）答申第194号）

事件名：本人の視覚データ等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「個人の視覚データ，聴覚データ，脳波データ，遺伝データ及びそれらの解析・分析を保有又は使用している企業，公的機関，研究所，財団等」（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき，これを保有していないとして不開示とした決定は，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し，厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が，平成29年8月28日付け厚生労働省発総0828第10号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は，審査請求書及び意見書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

DVによる個人情報の利用，及び，個人の安全性確保の為，正式なデータを入手することを希望致します。

（2）意見書（平成29年12月18日）

総務省情報公開・個人情報保護審査会事務局における諮問事件：平成29年（行個）諮問第152号

事件名：本人の視覚データ等の不開示決定（不存在）に関する件

上記事件の返信書類を，特定市町村特定住所にて盗難にあい，警察に届けを出していましたが，最近になり，手元に戻ってまいりました。

意図的に期限切れまで，持ち帰った可能性もあります。

私に対する嫌がらせ，DVとも言える各種書類の持ち帰りは頻繁で，どのような人が行っているのか，背景には，意図的な思惑が感じられます。

この一連のDV・嫌がらせに関して，精査する為にも，人権を守ると

いう必要性においても、この意見書・及び審査請求は重要な意味があり、人命を落とすかもしれない危険性を含んでいる以上、早急な対応をお願いしたいと思っております。

そこで、とり合えず、今回の提出する意見書について、メールにて送信させて頂きました。

今回、単独で調べた内容と照らし合わせ、後日送付する意見書・調査データについて精査・再検討して頂きたく、お願い申し上げます。

脳波・虹彩認証を使ったAIの技術により受けた被害は計り知れず、実際の身体的被害は、多岐に渡ります。

公文書を公開することが、人権・安全において最優先されるべき課題であることは、明確な事実だと思われれます。

様々な点を考慮し、それがもし必要なら、本人開示の上で、科学技術の発展にどのように、又、どの程度寄与すべきか考えた上で、これからの課題について諮問委員会及び公聴会を開いて頂き、意見交換できる場所を設けて頂きたいと願っております。

ご多忙とは存じますが、ご検討、宜しくお願い申し上げます。

(2) 意見書（平成30年1月26日）

審査請求人から、平成30年1月26日に意見書及び資料が当審査会宛て提出された（諮問庁の閲覧に供することは差支えがない旨の意見がなかったことから、その内容は記載しない。）。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、平成29年1月23日付けで、処分庁に対して、法13条1項の規定に基づき、本件対象保有個人情報に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、同年8月29日付け（同日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件審査請求に係る開示請求は、「個人の視覚データ、聴覚データ、脳波データ、遺伝子データ及びそれらの解析、分析を保有又は使用している企業、公的機関、研究所、財団等」に関して行われたものであり、処分庁においては、「審査請求人の視覚データ等医療情報及び当該医療情報やそれらの解析・分析結果を保有している企業等の情報」を本件開

示請求対象行政文書として特定した。

(2) 原処分 of 妥当性について

ア 処分庁における審査請求人の視覚データ等医療情報の保有について
処分庁において、本件開示請求を受けて、視覚データ、聴覚データ、脳波データ、遺伝子データ等の医療情報を保有する可能性のある部局（医政局、健康局、医薬・生活衛生局、障害保健福祉部、保険局、厚生科学課）に審査請求人に係る医療情報の有無について確認したが、該当する文書は保有していないことを確認した。

イ 企業等における審査請求人の視覚データ等医療情報の保有について
処分庁において、企業や研究所等が保有する個人情報の本人を把握することはない。

処分庁においては、念のため、上記アに掲げる部局に審査請求人を本人とする個人情報について企業等が保有しているか否かを把握しているか確認したが、当該事実について把握していないことを確認した。

以上のような、本件対象保有個人情報について不開示とした処分庁の説明及び探索範囲は諮問庁としても是認できるところであり、原処分は妥当であると考ええる。

4 結論

以上のとおり、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考ええる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成29年10月5日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年12月7日 | 審議 |
| ④ | 同月18日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ | 平成30年1月26日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ⑥ | 同年2月22日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「個人の視覚データ、聴覚データ、脳波データ、遺伝データ及びそれらの解析・分析を保有又は使用している企業、公的機関、研究所、財団等」である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の開示請求に対し、本件対象保有個人情報を保有していないとして不開示とする原処分を行い、諮問庁も原処分を妥当としているので、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 諮問庁は、理由説明書（上記第3の3）において、処分庁が本件開示請求を受けて、視覚データ等医療情報を保有する可能性のある医政局等複数の部局に審査請求人に係る医療情報の有無について確認したが、該当する文書は保有していないことを確認し、さらに、医政局等複数の部局に審査請求人を本人とする個人情報について企業等が保有しているか否かを把握しているか確認したが、当該事実について各部局は把握していないことを確認したとして、処分庁において本件対象保有個人情報を保有していないと説明する。

(2) 処分庁において本件対象保有個人情報を保有していないとする上記(1)の諮問庁の説明は、関係する複数の部局に確認を行った上でのものであり、不自然・不合理な点はなく、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、処分庁において本件対象保有個人情報を保有していないとする諮問庁の説明は是認せざるを得ない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、厚生労働省において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子